



平成20年10月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 新 井 組
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 酒 井 松 喜
(コード番号 1854 東証、大証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長
柴 田 雅 博
(TEL 0798-26-8156)

民事再生手続開始決定のお知らせ

株式会社新井組（以下「新井組」という。）及び新井組100%子会社である株式会社建創（以下「建創」という。）は、両社の平成20年10月8日付民事再生手続開始申立てにつきまして、平成20年10月15日午後1時、東京地方裁判所より民事再生手続開始の決定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。今後につきましては、東京地方裁判所より選任されました監督委員の監督のもと、事業の再建に向けて全力を尽くしてまいりますので、新井組及び建創の再建に格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 民事再生手続開始決定

新井組 平成20年（再）第245号 民事再生手続開始申立事件（平成20年10月8日）

建 創 平成20年（再）第246号 民事再生手続開始申立事件（平成20年10月8日）

について、平成20年10月15日付で東京地方裁判所より民事再生手続開始の決定がされました。

2 民事再生法による今後の予定

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| (1) 再生債権の届出期間 | 平成20年11月12日まで |
| (2) 認否書の提出期限 | 平成20年12月10日 |
| (3) 再生債権の一般調査期間 | 平成20年12月17日から平成20年12月24日まで |
| (4) 報告書等（民事再生法124条、125条）の提出期限 | 平成20年12月8日 |
| (5) 再生計画案の提出期限 | 平成21年1月6日 |

以 上